

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保安林の指定の解除
保安林の指定予定
保安林の指定の解除予定(三件)
開発行為に関する工事の完了

告 示

鳥取県告示第九百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十八年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市賀露町字港ノ三 一七二二の一

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第九百十三号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

気高郡鹿野町大字末用字鷲峰山・大字河内字鷲峰山・八頭郡河原町大字北村字御滝山(以上三字国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字北村字御滝山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 次の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

大字末用字鷲峰山・大字河内字鷲峰山・大字北村字御滝山（以上三字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

八頭郡佐治村大字中字山王谷・大字尾際字川奥・智頭町大字芦津字

沖ノ山・若桜町大字巻米字水ノ仙・大字落折字坂ノ谷（以上五字国有

林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山王谷・字川奥・字沖ノ山・字水ノ仙・字坂ノ谷（以上五字

国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 次の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

字水ノ仙（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥

取県農林水産部造林課並びに鹿野町役場、河原町役場、佐治村役場、智頭

町役場及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

る。

昭和五十八年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町上菅字持ヶ瀬一三四七の二・一三四七の三・一三四八（

以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）、一三四六の四、一三

四六の五、一三四六の七から一三四六の九まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第九百十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字柿谷字坊主一四九〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第九百十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町新屋字ツク谷一八五九の五七（国有林）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第九百十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年六月二十三日 鳥取県指令受都計第百三十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市津ノ井字下泓ノ二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町一丁目三九九―三

岡本良子